

## 出雲市障がい者基幹相談支援センターの開設について

### 1 経緯及び開設理由

障害者総合支援法が改正され、地域の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置が令和6年4月から市町村の努力義務となりました。

本市では、昨年度策定した「出雲市第7期障がい福祉計画」に基づき、障がい者基幹相談支援センターの設置のあり方を含めた、本市らしい相談体制の構築について検討を重ねてまいりました。

その結果等を踏まえ、重度化・複雑化する障がい児者の相談支援のニーズが高まっている状況において、地域全体の相談支援の中核的な役割を担う機能は不可欠であることから、令和7年4月に障がい児者の相談支援の総合窓口として同センターを開設します。

### 2 開設目的

障がい者やその家族、地域住民等がアクセスしやすい総合的な相談窓口として、身近な相談や重度化・複雑化する相談に対応し、必要に応じて関係機関と連携して支援するとともに、継続的な人材育成など更なる相談体制の強化・充実を図る。

### 3 開設日

令和7年(2025)4月1日

### 4 開設場所

出雲市役所庁舎内

### 5 業務内容

- (1)総合的・専門的な相談などの対応・調整
- (2)複雑なケース（困難事例）などの対応
- (3)地域の相談支援事業者への専門的な指導・助言
- (4)地域の相談支援事業者の人材育成・研修会の開催
- (5)障がい者施策推進協議会運営会議、サービス調整会議、専門部会の主体的な企画・運営

### 6 人員体制

専従：主任相談支援専門員 2人  
(市内相談支援事業所へ業務委託)